

景観法・富山市景観まちづくり条例に基づく届出制度

# 富山市 景観ガイドブック

ルールとモラルでつくる魅力的な景観



# 景観計画区域（届出の対象となる区域）

景観計画区域は**富山市全域**です。

景観計画区域とは、良好な景観形成のために行為の制限などを定めた景観計画の区域をいいます。

景観計画区域のうち、重点的に景観形成に取り組むべき区域を「**景観まちづくり推進区域**」に指定し、地域の特性に応じた基準を定め、きめ細かな景観形成を推進しています。

「景観まちづくり推進区域」・・・**八尾地区、大手モール地区**（2023年7月現在）

※この他に富山県景観条例で定める立山・大山地区景観づくり重点地域があります。

詳細は富山県のホームページをご確認ください。



## 事前協議・届出の手続きの流れ

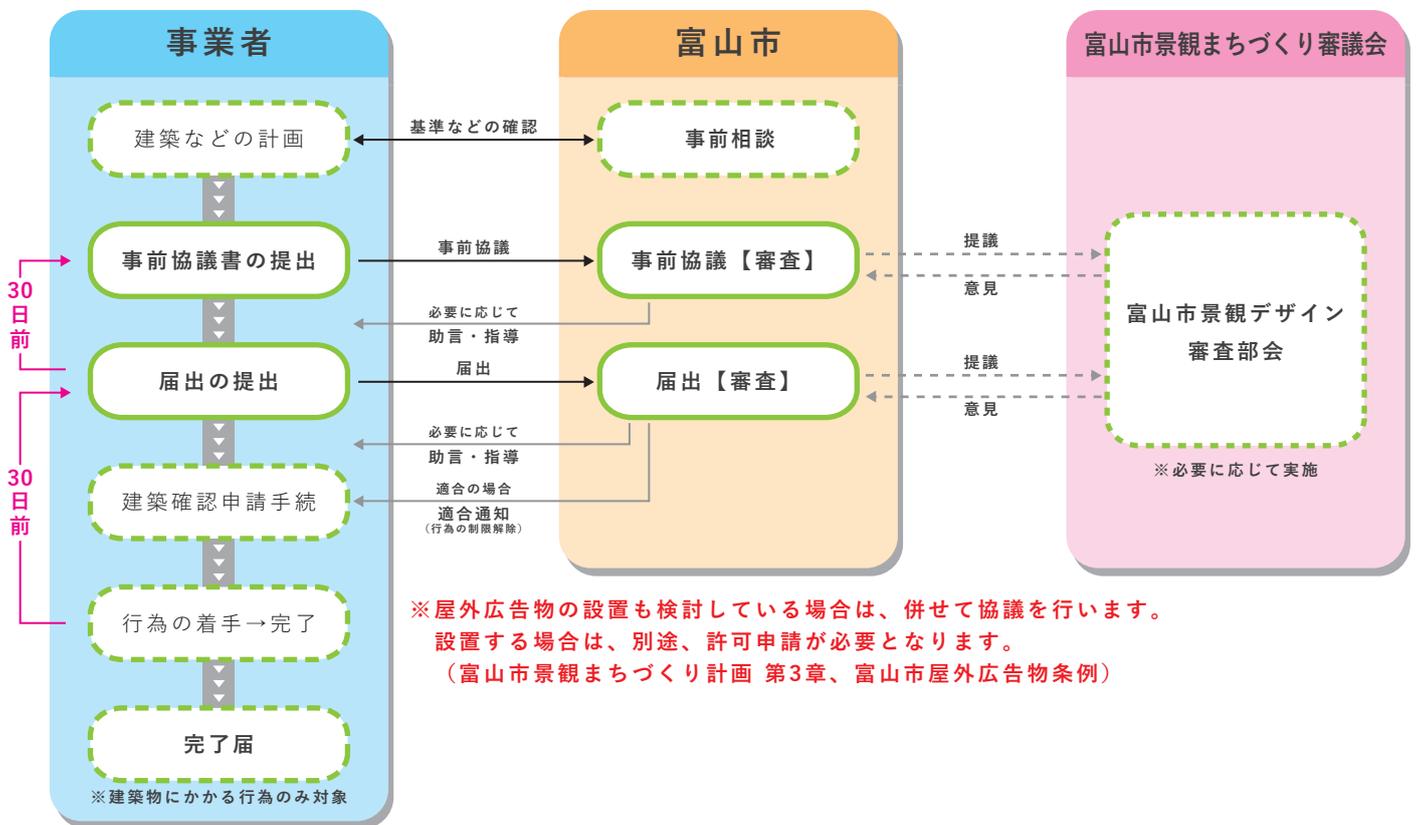
事前協議は、**届出をしようとする日の30日前まで**に行ってください。

届出は、**確認申請の前**かつ、**行為の着手の30日前まで**に行ってください。

※富山市景観まちづくり条例第13条、第14条

計画の内容によっては、必要に応じて富山市景観まちづくり審議会（富山市景観デザイン審査部会）を開催・提議し、意見を聴くほか、良好な景観の形成に資する助言や指導、勧告、命令などを行います。

### 事前協議・届出の手続きのフロー



## 提出図書に明記する事項

敷地・建築求積図	面積を算出する根拠	
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、行為の場所、付近の土地利用状況、現況写真の撮影位置及び方向	
配置図	方位、縮尺及び寸法、敷地の境界、行為後の土地の高低、届出に係る建築物など及び既存建築物などの位置、敷地に接する道路の位置及び幅員	
外構図	垣・塀・フェンスなどの位置・種類・高さ・長さ、植栽樹木の位置・種類・高さ及び数量、舗装などの種類、広告物の位置及び高さ	
平面図	方位・縮尺及び寸法・開口部の位置・間取り	
着色立面図	方位・縮尺及び寸法・開口部・設備機器・ひさしなどの位置及び形状、仕上げ材料及び色彩(マンセル値)、広告物の位置及び形状、材料及び色彩	
外部仕上げ表	仕上げ材料及び色彩(マンセル値)	
現況平面図・断面図	方位、縮尺及び寸法、行為地の形状及び寸法、行為前の土地の高低、行為地に接する道路の位置及び幅員、植栽樹木の位置・種類・高さ及び数量	
計画平面図・断面図	土地の質質の変更の場合	方位、縮尺及び寸法、行為地の形状及び寸法、行為後ののり面・擁壁その他構造物の位置・種類及び規模 行為後の土地の高低、行為後の土地の利用計画及び緑化の方法、行為中における周囲の道路などからの遮蔽方法
	物件の堆積の場合	方位、縮尺及び寸法、行為地の形状及び寸法、行為後の土地の高低、堆積の位置及び形状、周囲の道路などからの遮蔽方法
現況写真	行為地及びその周辺の状況	
完成予想図	行為後の合成写真、イメージパース、透視図など行為後の状況	

行為の規模、種類によっては添付書類の一部を省略できる場合があります。

## 届出を要する行為・規模・提出図書

「行為の種類」に応じて、それぞれ該当する「規模」となる場合は、届出が必要です。

なお、(1)・(3)に該当する行為は、**事前協議をお願いします。**

※ 景観まちづくり推進区域においては、別途「行為の種類」「規模」を定めています。(7ページ以降参照)

※ 事前協議書、景観計画区域内行為届出書、景観形成基準チェックリストは、**富山市ホームページからダウンロード**できます。

※ 計画の内容によっては、データでの提出もお願いする場合があります。

行為の種類	規模 ※1 ※2については、 下記に記載のとおり	提出図書												
		チ 景 観 形 成 基 準 ト	求 積 図	付 近 見 取 図	配 置 図	外 構 図	平 面 図	着 色 立 面 図	外 部 仕 上 げ 表	断 面 図	計 画 断 面 図	現 況 写 真	完 成 予 想 図	
(1) 建築物の新築、増築、改築、移転 外観の1/2を超える修繕、模様替、色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ・高さが12.5mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 工作物の新設、増築、改築、移転 外観の1/2を超える修繕、模様替、色彩の変更	・観覧車、飛行塔、コースターなど遊戯施設 ・コンクリート・アスファルトプラントなど製造施設 ・自動車庫の用に供する立体的な施設 ・石油、ガスなど貯蔵施設 ・ごみ、し尿など処理施設 ・太陽光発電施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・垣、さく、塀、擁壁など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・煙突、排気塔など ・高架水槽、冷却塔など ・電波塔、装飾塔、記念塔、物見塔、風車など ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など ・彫像、記念碑など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・電気供給、有線通信のための電線路・空中線の支持物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 開発行為	・行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、行為に伴い高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面が生じるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	・行為の用に供する土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、堆積の高さが3mを超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、行為に伴い高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面が生じるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 増築後又は改築後の高さが12.5m以下であり、かつ、次のいずれかに該当するものは除く。

(1) 増築に係る部分の建築面積もしくは築造面積が150㎡以下のもの (2) 増築後又は改築後の建築面積もしくは築造面積が1,000㎡以下のもの

※2 当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが12.5mを超えるときは、当該工作物の下端から上端までの高さが5m以下のものは除く。

## 高さなどの算定方法

① 高さとは	・ 建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による。ただし、地盤面が2以上ある場合は、最も低い地盤面から算定する。 ・ 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、建築物の地盤面から工作物の上端までの高さとする。
② 建築面積とは	・ 建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による。
③ 長さとは	・ 同一敷地内の対象物の長さを合計した値とする。
④ 築造面積とは	・ 建築基準法施行令第2条第1項第5号の規定による。
⑤ 外観に係る面積の2分の1を超える変更とは	・ 外観の塗り替え、外装材の張替えなどによって、外観の過半にわたって色彩や素材などを変更するものを対象とする。 ・ 建築物・工作物の外観は、各方位の見付面積をそれぞれ対象とする。 ・ 2分の1を超えるか否かは、屋根、壁面ごとに変更する面積を算定する。 ・ 工作物については表面積の2分の1を超える変更を対象とする。

# 景観形成基準の概要

景観形成基準は、ホームページからダウンロードできる『景観形成基準チェックリスト』で確認できます。計画の中で景観に対する配慮を行った工夫点については、自由記述欄に記載をお願いします。

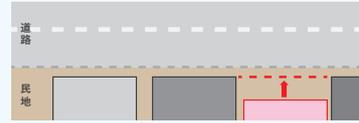
## 建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

### 〔位置〕

- ・地域に親しまれている山なみや丘陵などの稜線を遮らないようにするとともに、それらへの眺望を著しく損なわないよう配慮する。
- ・地形の大幅な改変などが生じないよう配慮する。
- ・周辺のまち並みや建築物の形態などに応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置が揃っているまち並みでは、壁面の連続性に配慮した位置とするよう努める。



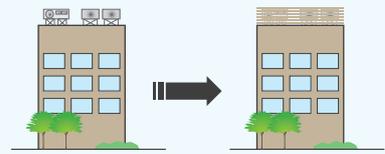
例) 稜線を遮らないように建築物の位置を工夫



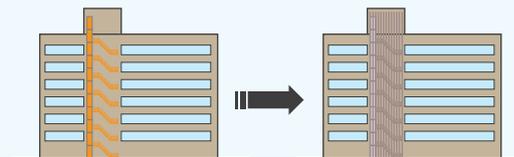
例) 通りの連続性を意識して配置を工夫

### 〔形態・意匠〕

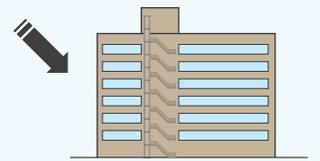
- ・周辺のまち並みや自然景観などと調和した形態・意匠となるよう努めるとともに、地域の特性を活かすなど、多様な感性や発想によって表情豊かな景観を創出するよう形態・意匠に配慮する。
- ・建築物に附属する屋外設備機器などは、公共空間から見えにくいような配置の工夫や遮蔽に努める。
- ・建築物の形態・意匠、附属設備、屋外広告物などは、建築物が全体としてすっきりとまとまり、統一感のあるものとなるよう配慮する。
- ・敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。
- ・広告物を設置する場合は、建築物全体のデザイン、配色などにまとまりがでるように、建築物の計画の段階から広告物の設置場所、大きさ、色彩などを十分検討するよう努める。
- ・広告物を設置する場合は、富山市景観まちづくり計画「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限（第3章2）」に示す基準に配慮する。



例) 屋上機器はルーバーなどで目隠しする



例) 屋外設備の見え方に工夫する



例) 屋外設備は同系色を用いる

### 〔色彩〕

- ・建築物の外観の基調色は彩度を抑え、他の法令上の定めがある場合及び景観形成上支障がないと市長が認める場合（※）を除き、マンセル値で下に定めるとおりとする。

#### 基調色に使用できる色彩の範囲

- 色相 0.1R~4.9R → 彩度4以下
- 色相 5.0R~10.0Y → 彩度4.5以下
- 色相 0.1GY~10.0RP → 彩度2以下

#### マンセル値の見方

色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって、表現したもの。日本工業規格（JIS）で採用している国際的尺度の一つ。

（有彩色の場合）

5 R 4 / 14

↑ ↑ ↑  
色相 明度 彩度

（無彩色の場合）…白、灰色、黒

N 6

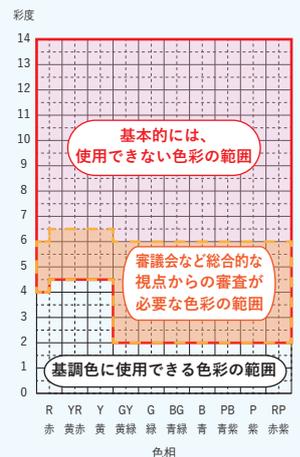
↑  
明度



※「景観形成上支障がないと市長が認める場合」とは、次のいずれかの要件に該当し、富山市景観まちづくり審議会などにおいて形態、意匠などを総合的に審査し、景観形成上支障がないと認められた場合とする。

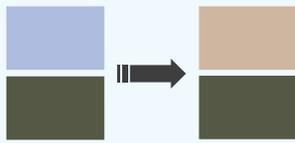
- ・地区計画や建築協定など、独自に色彩基準を定めている地域において、その基準に適合するもの。
- ・特徴的な色使いがランドマークの役割を果たしている景観重要建造物、文化財、歴史的な社寺など。
- ・自然素材や無着色の素材を使用し、その色彩が基準に適合しないもの。
- ・伝統的な意匠が特徴的な地域において、伝統色を使用するもの。
- ・優れた配色、意匠などの工夫により、周囲の景観向上に寄与すると認められるもの。（ただし、マンセル値で下記にあげる範囲にあるものに限る。）

色相 5.0R~10.0Y → 彩度6.5以下、左記以外 → 彩度6以下

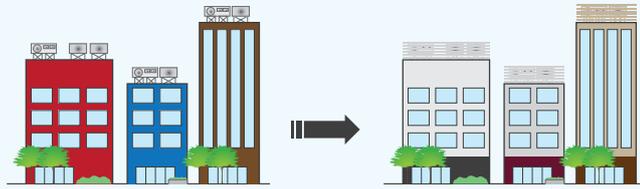


## 〔色彩 つづき〕

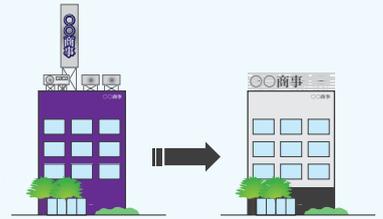
- ・建築物の外観の色彩は、使用する色数を抑えるほか、組み合わせを工夫し、四季を通じて周辺のまち並みや自然景観などと調和するよう配慮する。
- ・計画地に複数の建築物がある場合や建築物に附属する屋外設備機器、屋外広告物などの附属工作物などがある場合は、全体的な統一感や調和が感じられる色彩とするよう配慮する。
- ・周辺の景観と調和を図りながら、表情豊かな景観を創出するような色彩の使用に努める。



例) 色の特性を理解し、配色を工夫する



例) 周辺のまち並みなどと調和した配色を工夫する



例) 外観の色彩は、使用する彩度を抑える

## 〔素材〕

- ・経年による汚れ、破損、劣化などによって景観の質が低下しにくい耐久性、耐候性のある素材を使用するよう配慮する。
- ・素材の選定・使用にあたって、住宅地周辺や自然景観に恵まれた地域においては反射性を抑えた素材を使用するなど、周辺の環境に配慮する。
- ・地域を特徴付ける素材がある場合は、その活用に努め、地域の特性を活かすよう配慮する。



八尾地区の例)  
白漆喰塗りや下見板張りなど、  
歴史的まち並み景観に配慮する。

## 〔敷地の緑化〕

- ・敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存及び移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に活かすよう工夫する。
- ・公共空間に面する部分は、歩行者への圧迫感をやわらげ、まち並みに潤いを与えるよう緑化に努めるとともに、敷地周辺の状況と合わせた緑化に配慮する。



例) 公共空間に面した部分に緑化を行う



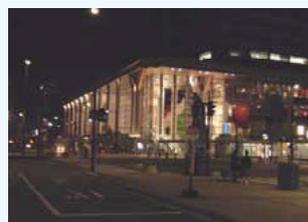
例) 車止めには、カラーコーンの代わりに植樹帯を設ける



例) 設備の目隠しに、ルーバーの設置ではなく植樹する

## 〔夜間景観〕

- ・地域の特性を意識し、周辺の景観に調和した照明計画とする。
- ・商業地においては、ライトアップなど、夜間照明による夜間景観の演出に配慮する。
- ・住宅地においては、落ち着きと温かみを感じられるまぶしさを抑えた照明とする。
- ・自然豊かな地域においては、動植物の生息への影響など自然環境に配慮した照明とする。
- ・歩行者空間においては、歩行者が安心して通行できるよう、暗がりをつくらぬよう配慮する。
- ・回転灯やネオン管、サーチライトなどによる過度な光の演出は避ける。



例) 建築物から漏れる光で演出した  
富山市芸術文化ホール



例) 緑化と夜間照明の演出を組み合わせた  
大庄地区コミュニティセンター

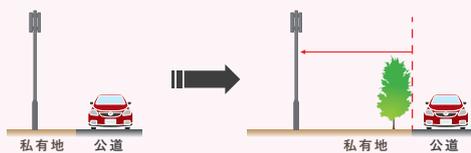
## 〔その他〕

- ・屋外駐車場は、公共空間からの見え方に配慮し、景観に与える影響を軽減するよう出入口の数や位置を工夫するほか、無機質な景観とならないよう、敷地周囲などに植栽を施すよう努める。
- ・建築物に付帯する塀や擁壁などは、単調で無機質な景観とならないよう努めるほか、周囲への圧迫感を低減するよう配慮する。
- ・門や塀を設置する場合は、まち並みの連続性や伝統的な形式・意匠に配慮する。

## 工作物（太陽光発電施設以外）（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

### 〔位置〕

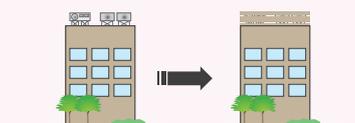
- ・地域に親しまれている山なみや丘陵などの稜線を遮らないようにするとともに、それらへの眺望を著しく損なわないよう配慮する。
- ・地形の大幅な改変などが生じないよう配慮する。
- ・前面道路だけではなく背面からの見え方にも配慮するとともに、周囲の建築物やまち並みに圧迫感や違和感を与えないよう工作物の位置などに配慮する。



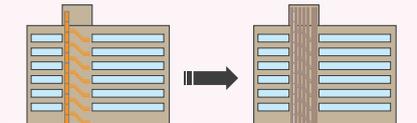
例) 接道部の緑化や、接道部から離して設置することで、周囲への圧迫感について配慮

### 〔形態・意匠〕

- ・周辺のまち並みや自然景観などとの調和を図り、地域の景観になじむよう配慮する。
- ・ランドマークとなる工作物については、周囲からの見え方を考慮し、全体の景観を引き締めるよう配慮する。
- ・工作物に附属する屋外設備機器や管理用の階段などは、目立たないような配置やデザインとなるよう工夫する。
- ・敷地内に複数の工作物や附帯設備などを設ける場合は、共通する意匠などを用いることにより、全体的なまとまりが感じられ、個々の工作物などに調和が生まれるよう配慮する。



例) 屋上機器はルーバーなどで目隠しする



例) 屋外設備の見え方に工夫する



例) 周辺のまち並みに調和した工作物（堀）

### 〔色彩〕

- ・工作物の基調色は、法令などで定められたもの以外は彩度を抑え、四季を通じて周辺のまち並みや自然景観などと調和するよう配慮する。



例) 過度に目立つような色を使用しない

例) 屋外設備は同系色を用いる

### 〔素材〕

- ・耐久性、耐候性、退色性、経年変化などを考慮し、維持管理が容易な素材の使用に配慮する。
- ・地域を特徴付ける素材がある場合は、その活用に努め、地域の特性を活かすよう配慮する。
- ・自然が多い地域や住宅地などでは、素材の持つ反射性に配慮する。

### 〔敷地の緑化〕

- ・工作物の足元は積極的な緑化を施し、ゆとりと潤いあるまちづくりに配慮する。
- ・樹林地や丘陵地などでは、工作物を設置後、周辺の植生と調和した緑の復元に配慮する。



私有地内に設置するキュービクルなどの工作物

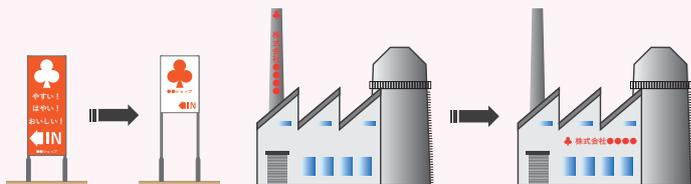
例) 接道部分に設ける工作物と道路との境界部分に緑化を行う。

### 〔その他〕

- ・施設名称など必要なものを除き、工作物への広告物の表示を避けるとともに、ロゴマークやピクトサインなどを使用するなど、少ない広告物での効果的な情報伝達の工夫に努める。

※富山市屋外広告物条例で定める基準を確認し、サイン計画を行う。

例) 自家用広告物は、高さ10m以内とする など



## 工作物（太陽光発電施設）（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

### 〔位置〕

- ・太陽光発電施設は、敷地境界からできる限り後退させ、道路や眺望点などからの見え方に十分に配慮する。

### 〔高さ〕

- ・太陽光発電施設の高さをできる限り低くする。

### 〔色彩〕

- ・太陽電池モジュール（パネル）は、低明度かつ低彩度の色彩や、反射が少ない素材を採用するよう努める。
- ・既存の太陽光発電施設がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にするなど配慮する。

### 〔植栽など〕

- ・必要に応じて、太陽光発電施設を植栽やルーバーにより修景するよう努める。

### 〔その他〕

- ・緑の連続性及び農地の集団性を損なわない配置とするよう努める。



例) 敷地境界からできる限り後退させ、道路や眺望点などからの見え方に配慮する。

## 開発行為

### 〔土地の形状〕

- ・現状の地形をできる限り尊重した形質変更に配慮する。
- ・大幅な形質変更が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望への影響を避けるよう配慮する。

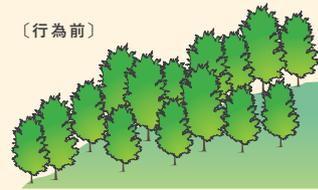
### 〔緑化〕

- ・緑化にあたっては、地域の植生を調査し、活用に努め、新たに植栽を施す場合は、地域の自然景観と調和した樹種選定に配慮する。

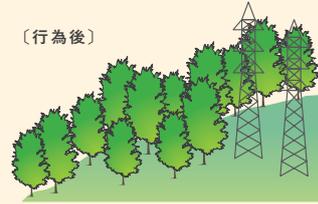
### 〔のり面・擁壁〕

- ・長大なのり面や擁壁は単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁はできる限り小さくなるよう配慮する。
- ・自然素材の使用や緑化により、周辺の自然景観との調和に配慮する。

〔行為前〕



〔行為後〕



例) 必要以上に開拓せず、周囲と調和するよう配慮する

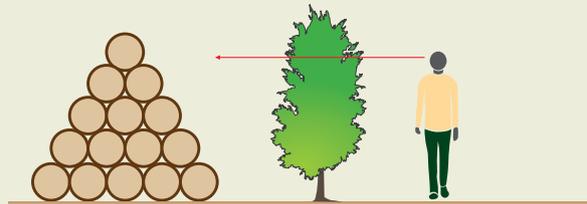
## 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

### 〔堆積の方法〕

- ・堆積物を道路境界や隣地境界から離すなど、周囲に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。

### 〔遮蔽〕

- ・行為地の周辺を植栽などで遮蔽するなど、公共空間から見えにくくするよう配慮する。



例) 植栽などによる遮蔽で周辺からの見え方に配慮する。

## 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

### 〔遮蔽〕

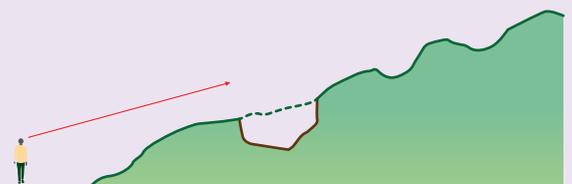
- ・行為地は、公共空間から見えないよう配慮する。

### 〔のり面・擁壁〕

- ・長大なのり面や擁壁は単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁はできる限り小さくなるよう配慮する。
- ・自然素材の使用や緑化により、周辺の自然景観との調和に配慮する。

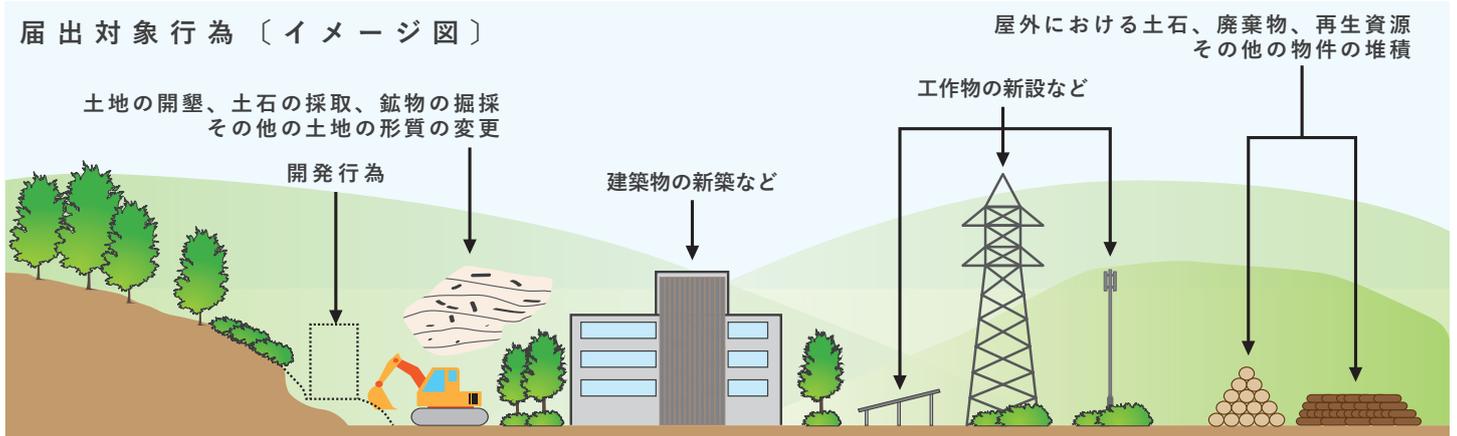
### 〔跡地の緑化〕

- ・掘採、採取が終了したところから、地域の環境に応じた植栽などを行い、速やかに緑が復元するよう配慮する。



例) 周囲から見えにくくなるよう地形を利用する。

## 届出対象行為〔イメージ図〕



# 景観まちづくり推進区域（届出の対象となる区域）

## ■ 八尾地区 景観まちづくり推進区域の概要

### ① 伝統的様式を取り入れた情緒あるまち並みの形成

飛騨の匠の流れをくむ伝統的様式を取り入れた八尾らしいまち並みの雰囲気を保全し、おわら風の盆や曳山祭の舞台に相応しい、情緒あるまち並みの形成を図ります。

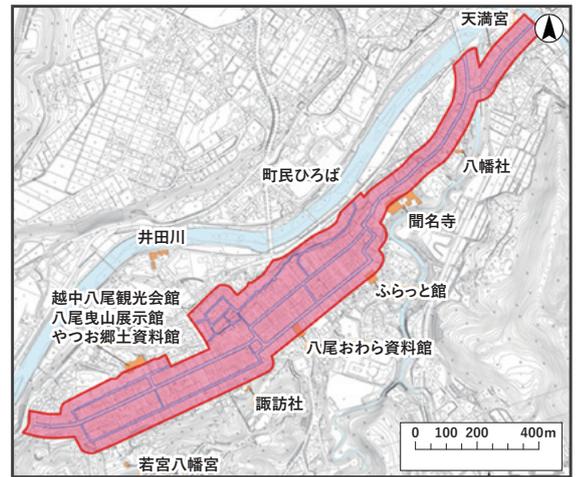
### ② 周辺との調和、一体感などに配慮した景観の形成

周辺の落ち着いた色彩や意匠との調和、一体感などに配慮した景観形成を図ります。

#### 〔区域〕

下記の道路を景観形成道路とし、景観形成道路に接する敷地又は空地で、右図に示す赤線で囲まれた区域

国道472号の一部、主要地方道富山八尾線の一部、富山市道（西町本通り線、西町下島線、西町禅寺線の一部、西町裏通り線、西町横通り線、鏡町1号線の一部、鏡町2号線、鏡町3号線、鏡町4号線、鏡町5号線、鏡町6号線の一部、鏡町7号線、くるみ小路線、上新町横通り1号線、上新町裏通り線の一部、諏訪町本通り線、諏訪町横通り2号線、東新町本通り線、西新町西側線の一部）



※ 道路境界より両側30mの範囲が対象

## ■ 大手モール地区 景観まちづくり推進区域の概要

### ① 落ち着いた色彩に調和する景観の形成

大手モール地区では、建築物や道路、ストリートファニチャーなどがモノトーンや淡い色合いで整備され、優しく落ち着いた上品なイメージのまち並みが形成されています。このようなイメージを壊さないよう、建築物や広告物に使用する色彩や面積などに配慮し、通りとしてのつながりやまとまりが感じられる景観形成を目指します。

### ② 低層部における連続的な賑わいの誘導

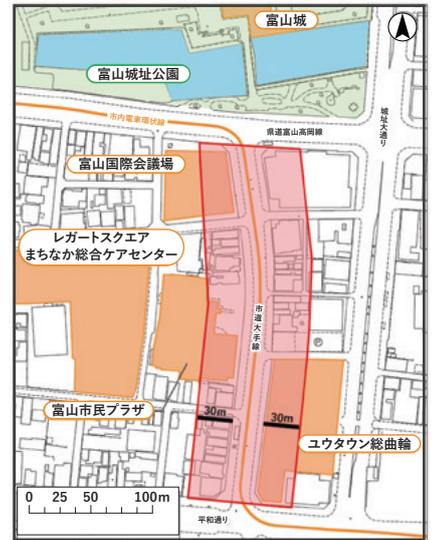
大手モールでは、ゆとりある歩行者空間が整備されています。歩きながら目を楽しませてくれるようなショーウィンドウの整備などにより、歩行者が中心の賑わいある景観形成を図ります。

### ③ 富山城の眺望への配慮

本市のシンボルである富山城の眺望は、富山らしさを感じる景観であり、また大手モールの景観に奥行きを与えています。壁面線やスカイラインを乱さず、富山城の眺望に配慮した景観形成を図ります。

#### 〔区域〕

市道大手線に接する敷地又は空地で、右図に示す赤線で囲まれた区域



※ 道路境界より両側30mの範囲が対象

## 届出を要する行為・規模

※ 提出図書については、P2を参照  
ただし、樹木の伐採における提出図書については、P2(3)～(5)と同じ

行為の種類	規模	
(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の1/2を超える修繕、模様替、色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ・高さが5mを超えるもの ・建築面積が10㎡を超えるもの	
(2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の1/2を超える修繕、模様替、色彩の変更	・観覧車などの遊戯施設 ・駐車場などの立体施設など	次のいずれかに該当するもの ・高さが5mを超えるもの ・築造面積が10㎡を超えるもの
	・垣、さく、塀、擁壁など	〔八尾〕高さが1.5mを超えるもの 〔大手〕高さが1.5mを超えるもの、かつ、長さが10mを超えるもの
	・煙突、電波塔、鉄柱など	・高さが5mを超えるもの
	・電気供給、有線通信のための電線路・空中線の支持物 ・太陽光発電施設	・高さが5mを超えるもの 全てのもの
(3) 開発行為	〔八尾〕行為に伴い高さが1.5mを超えるのり面が生じるもの 〔大手〕富山市全域と同じ	
(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	〔八尾〕堆積の高さが1.5mを超えるもの 〔大手〕富山市全域と同じ	
(5) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	〔八尾〕行為に伴い高さが1.5mを超えるのり面が生じるもの 〔大手〕富山市全域と同じ	
(6) 樹木の伐採	〔八尾〕高さが5mを超えるもの 〔大手〕-	

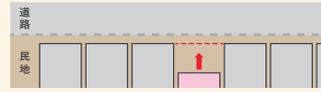
# ■ 景観形成基準の概要〔八尾地区景観まちづくり推進区域〕

区域内の景観形成道路に面する部分及び景観形成道路から望見できる部分について下記の景観形成基準を定めます。

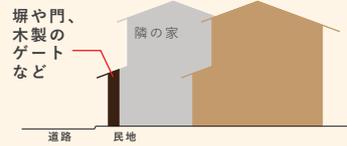
## 建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

### 〔位置〕

- ・地域に親しまれている山なみ、自然石を活用した井田川沿いの石積み護岸や急傾斜地の石垣による眺望を著しく損なわないよう配慮する。
- ・地形の大幅な改変などが生じないように配慮する。
- ・景観形成道路に面する建築物の外壁及び軒線の位置は、まち並みに揃えるよう努める。



例) まち並みの連続性について配慮した計画とする

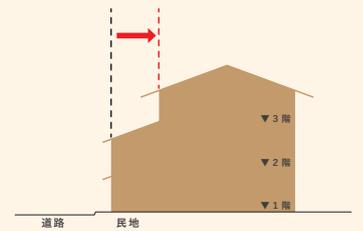


例) 建築物の外壁が道路境界から離れている場合は、板塀又は木製のゲートなどを設ける。

例) 1階の壁面は、近隣のまち並みと後退距離を揃えるなど調和を図る。

### 〔高さ・階数〕

- ・歴史的まち並みや自然景観などと調和した形態・意匠となるよう努める。
- ・傾斜地特有の高さに変化がある屋根並みの調和に配慮する。
- ・八尾町上新町地内における市道上新町裏通り線に接する敷地内の土蔵風建築物は、道路から望見できる建築物の部分の階数を3以下とするよう努める。
- ・八尾町西町及び八尾町今町地内における市道西町下島線、西町禅寺線、西町裏通り線沿いの石垣上部に位置する敷地内の建築物は、町民ひろばから望見できる建築物の部分の階数を3以下とするよう努める。
- ・上記以外の敷地で景観形成道路に面する建築物の部分の地上階数は2以下とし、やむを得ず3階とする場合は、3階の外壁面を2階の外壁面よりも後退するよう努める。



例) 3階建てとする場合は、3階の外壁の位置を2階部分より後退させるなど、周囲のまち並みをと調和を図る。

### 〔共通〕

- ・歴史的まち並みや自然景観などと調和した形態・意匠となるよう努める。
- ・素材の選定、使用にあたって、反射性を抑えた素材を使用するなど、周辺的环境に配慮する。

### 〔屋根・庇〕

- ・屋根の形は、切妻屋根の平入りを基本とする。
- ・1階部分には、歴史的なまち並みとの調和に配慮した軒や庇を設置するよう努める。
- ・屋根材は、日本瓦で黒色を基調とし、屋根の勾配は近隣の伝統的な家屋に合わせるよう配慮する。



例) 庇は、歴史的なまち並みに調和する木製銅板又は銅板葺きの庇とし、のれん板を設ける。

### 〔外壁〕

- ・外壁の色彩は、市全域（景観まちづくり推進区域を除く）における景観形成基準の色彩基準に加え、歴史的なまち並み景観と調和する白又は茶系の落ち着いた色彩を基調とする。



例) 外壁は、白漆喰塗、下見板張りなどの伝統的素材仕上げを参考にまち並みに調和するよう心がける。

### 〔開口部〕

- ・出入口は格子戸とするよう努める。
- ・出入口以外の開口部には、格子の設置に努める。
- ・景観形成道路に面して車庫を設ける場合には、まち並みの連続性に配慮する。



例) 開口部には、木製格子（戸）や手摺などを設ける。

例) 通りに面して車庫を設ける場合には、折れ戸、引き違い戸、引き戸などを設ける。

### 〔設備〕

- ・建築物に附属する屋外設備機器などは、景観形成道路からの見え方を考慮し、見えにくいような配置の工夫や遮蔽に努める。



例) 通りから見えない位置に設置する。

例) やむを得ない場合は、縦面格子などで覆う又は色彩に配慮する。

## 〔照明〕

- ・ 灯具のデザインを工夫したり、温かみのある光色の照明を使用するなどして、夜間景観の演出に配慮する。



## 〔門・塀〕

- ・ 門や塀を設置する場合は、まち並みの連続性や伝統的な形式、意匠に配慮する。

## 〔広告物〕

- ・ 原則として自家用広告物のみとし、屋上には広告物を設置しない。
- ・ 広告物の合計表示面積は10㎡以下とする。
- ・ まち並みとの調和を図った形態、意匠、色彩とする。
- ・ 点滅灯、回転灯及びネオン管などを使用しない。
- ・ 伝統的な素材を使用するよう努める。



例) まち並みに調和し、風情を醸し出す広告物の設置を心がける。

## 〔敷地内の舗装〕

- ・ 景観形成道路沿いの敷地内の舗装は、まち並みとの調和に配慮する。



例) 通りに面する部分は豆砂利、敷石などを用いて、歴史的なまち並みとの調和を図る。

## 〔駐車場〕

- ・ 景観形成道路沿いの駐車場敷地では、まち並みの連続性に配慮する。

## 工作物 (太陽光発電施設以外) (新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)

### 〔位置〕

- ・ 地域に親しまれている山なみ、自然石を活用した井田川沿いの石積み護岸や急傾斜地の石垣による眺望を著しく損なわないよう配慮する。
- ・ 地形の大幅な改変などが生じないよう配慮する。
- ・ 周辺の建築物やまち並みに圧迫感や違和感を与えないよう工作物の位置などに配慮する。

### 〔形態・意匠〕

- ・ 周辺のまち並みや自然景観などとの調和を図り、地域の景観になじむよう配慮する。
- ・ 工作物に附属する屋外設備機器や管理用の階段などは、目立たないような配置やデザインとなるよう工夫する。
- ・ 敷地内に複数の工作物や附帯設備などを設ける場合は、全体的なまとまりが感じられ、個々の工作物に調和が生まれるよう配慮する。

### 〔色彩〕

- ・ 工作物の基調色は、法令などで定められたものを除き、高い彩度を避けるほか、周辺のまち並みとの調和を図るよう努める。

### 〔素材〕

- ・ 耐久性、耐候性、退色性、経年変化などを考慮し、維持管理が容易な素材の使用に配慮する。
- ・ 伝統的な素材を生かした景観形成に配慮する。
- ・ 素材の持つ反射性に配慮する。

### 〔その他〕

- ・ 工作物には、必要以上の広告物などを表示しないよう配慮する。

## 工作物 (太陽光発電施設) (新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)

### 〔位置〕

- ・ 景観形成道路から見える箇所に太陽光発電施設を設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、景観形成道路からの見え方に配慮し、修景などの工夫を行う。

## **開発行為**

### **〔土地の形状〕**

- ・現状の地形をできる限り尊重した形質変更に配慮する。
- ・大幅な形質変更が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望への影響を避けるよう配慮する。

### **〔緑化〕**

- ・緑化にあたっては、地域の植生を調査し、活用に努め、新たに植栽を施す場合は、地域の自然景観と調和した樹種選定に配慮する。

### **〔のり面・擁壁〕**

- ・長大なりのり面や擁壁は、単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁は、できる限り小さくなるよう配慮する。
- ・自然素材の使用や緑化により、周辺のまち並みとの調和に配慮する。

## **屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積**

### **〔堆積の方法〕**

- ・堆積物を道路境界や隣地境界から離すなど、周囲に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。

### **〔遮蔽〕**

- ・行為地の周辺を板塀などで遮蔽するなど、周辺の道路から見えないよう配慮する。

## **土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更**

### **〔遮蔽〕**

- ・行為地の周辺を板塀などで遮蔽するなど、周辺の道路から見えないよう配慮する。

### **〔のり面・擁壁〕**

- ・長大なりのり面や擁壁は単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁はできる限り小さくなるよう配慮する。
- ・自然素材の使用や緑化により、周辺のまち並みとの調和に配慮する。

### **〔跡地の緑化〕**

- ・掘採・採取が終了したところから、地域の環境に応じた植栽などを行い、速やかに緑が復元するよう配慮する。

## **樹木の伐採**

### **〔伐採の方法〕**

- ・枯損した樹木・危険な樹木の伐採を除き、できる限り伐採しないよう努める。
- ・寺社林や屋敷林などの高木及び樹姿に優れた樹木又は樹林は、保存又は移植を行い、まち並みに配慮する。

## 景観形成基準の概要〔大手モール地区景観まちづくり推進区域〕

3～6 ページに記載の市全域（景観まちづくり推進区域を除く）における景観形成基準に加え、建築物及び工作物（太陽光発電施設）については、以下の景観形成基準を定めます。

**建築物**（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

### 〔形態・意匠〕

- ・1階部分は、ショーウィンドウの設置や敷地内の植栽の設置に努めるなど、ゆとりと賑わいのある歩行者空間の形成に配慮する。また、商店などのシャッターを道路側に設ける場合は、歩道からショーウィンドウがのぞけるように、できるだけ透過性のよいシャッターを使用するよう努める。



例) 歩行者が歩きながら楽しめる空間づくりを心がける

### 〔広告物〕

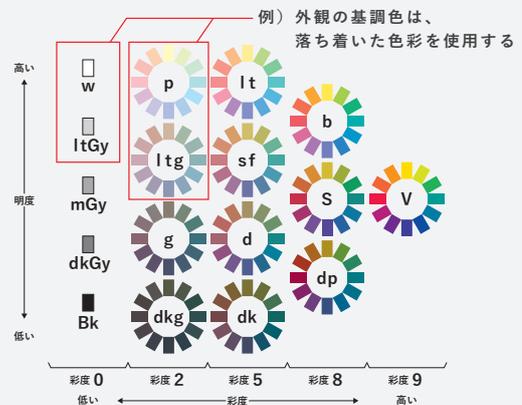
- ・窓などのガラス面には、広告物などを掲出しない。ただし、低層部の賑わいの創出に寄与するようデザインされたもの、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に掲示され、良好な景観を損なわないものは除く。
- ・富山城の眺望や周辺のまち並みに配慮し、屋上広告は設置しないよう努める。また、突出広告を設置する場合は、設置高さに配慮し、低層部の賑わいの創出に努める。
- ・切り文字の使用や使用素材の工夫などにより、まちの賑わいと特性の創出に寄与するサインの設置を心がける。

### 〔色彩〕

- ・外壁の基調色は、落ち着いた色調とし、中高層部では、中～高明度、低彩度の色彩を使用するよう努める。
- ・低層部においては、アクセントカラーの使用などにより彩りを工夫して、賑わいの創出を図る。



例) 中高層部は淡いトーンの色彩を用いる

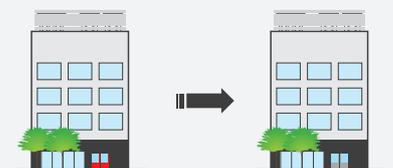


### 〔夜間景観〕

- ・石畳、バナーフラッグやフラワーハンギングバスケットなど、地区の個性となる対象物を効果的に演出する照明の選定や設置に配慮し、歩きたくなる空間づくりの形成に努める。
- ・ライトアップなど、夜間照明による夜間景観の演出に配慮する。特に、富山城の眺望の妨げとなる不要なまぶしさが生じないよう配慮する。
- ・回転灯やネオン管、サーチライトなどによる過度な光の演出は避け、周辺の景観に配慮した夜間景観の演出を工夫する。

### 〔その他〕

- ・道路側には自動販売機を設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化するような配置や修景などの工夫を行う。



例) やむを得ず自動販売機を設置する場合は、建築物の色調と合わせる

**工作物**（太陽光発電施設）（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

### 〔位置〕

- ・大手モールから見える箇所に太陽光発電施設を設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、大手モールからの見え方に配慮し、修景などの工夫を行う。

問い合わせ先：富山市活力都市創造部 景観政策課 都市景観係  
〒930-8510 富山市新桜町7番38号 Tel 076-443-2106  
メール keikan@city.toyama.lg.jp

2023年7月発行